

金沢市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月 策定
令和 7 年 3 月 更新
金 沢 市

1 現状

(1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	金 沢 市				民 間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	220 人	52.0 歳	311,700 円	367,400 円	—	—	—	—
うち清掃職員	110 人	52.1 歳	310,800 円	388,000 円	廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.23
うち学校給食員	57 人	50.8 歳	315,900 円	342,100 円	調理士	48.2 歳	236,400 円	1.45
うち用務員	42 人	52.4 歳	314,000 円	354,100 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.45
うち自動車運転手	5 人	63.0 歳	245,600 円	313,400 円	自家用乗用自動車運転者	60.6 歳	232,800 円	1.35
うちその他	6 人	48.8 歳	328,400 円	367,100 円	—	—	—	—

- ※ 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数

区分	職員数	(単位:人)													
		20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上		
全 体	220				1	5	13	24	26	42	31	25	53		
うち清掃職員	110				1	2	7	11	13	21	15	12	28		
うち学校給食員	57					1	2	5	11	13	12	7	6		
うち用務員	42					2	4	6	1	7	3	6	13		
うち自動車運転手	5												5		
うちその他	6							2	1	1	1		1		

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表（石川県の技能労務職給料表と同じ）を適用している。

イ 手当

一般行政職員と同種の手当を支給している。

ウ 昇給

毎年4月1日に前1年間に決定された人事評価の結果に応じて昇給を実施している。
昇給号給数の標準は4号給（57歳を超える職員は昇給しない）である。

2 基本的な考え方

技能労務職については、基本的に退職者不補充としている。

また、給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な取組内容

金沢市行政改革大綱に基づき、清掃部門については安全衛生面に十分配慮しながら、収集車の2人乗り化を推進し、段階的に業務体制を見直すなど、簡素で効率的な行政体制を整備していく。

給与面では、国の給与構造改革の見直しに伴い、平成18年4月に給料水準を平均1.2%引き下げたところである。

また、特殊勤務手当については、平成18年4月に5種類の手当の廃止及び5種類の手当の見直しを、平成21年4月には1種類の手当の廃止及び4種類の手当の見直しを行い、平成24年4月にはさらに2種類の手当の見直しを行った。

金沢市企業局技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 22 年 3 月 策定
令和 7 年 3 月 更新
金沢市企業局

1 現状

(1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	金沢市				民間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
企業局技能職員	17 人	48.5 歳	324,776 円	428,879 円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における企業局技能職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数

(単位: 人)

区分	職員数	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
企業局技能職員	17						3	2	3	3	4	1	1

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表（石川県の技能労務職給料表と同じ）を適用している。

イ 手当

一般行政職に準じて支給している。

ウ 昇給

毎年 4 月 1 日に前 1 年間に決定された人事評価の結果に応じて昇給を実施している。
昇給号給数の標準は 4 号給（57 歳を超える職員は昇給しない）である。

2 基本的な考え方

業務委託化の推進等を図ることで、退職者の補充を行わず職員の削減を実施し、適正な定員管理に努める。

また、市長部局と同様に、給与面に関しても適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な取組内容

これまで、市長部局と同様に、給与構造改革や手当の見直しなどを実施しており、今後も市長部局の状況を踏まえ給与の適正化等に取り組んでいく。